

盤はむしろ脆弱であった。これは、神宮に隸属した神田・神戸は専ら、神宮の毎月の祭礼行事費用を支弁するものであつたからである。しかし、右のような古代における神社の経済も、律令国家の衰退に伴つて大きく変化し、伊勢神宮のように、九世紀以降神領を拡大して、一大莊園領主化していくものもある。この古代の神社の経済の変遷の過程は、即、神社における莊園制の発達の問題であるが、これについては不充分ながらすでに関説している⁽²⁾のでひとまずここに擱筆する。

注

(1) 令文に神田・神戸の記述のみあらわれているのはそのためであろう(田令、神祇令)。

(2) 拙稿「平安時代の伊勢神宮について」(『中世國家成立過程の研究』、一九七九年)

〔論文受理 昭56・9・24〕

るであろう。

注

(1) 神郡を全郡神戸とみなす考え方には、『古事類苑』に代表される(神祇部)。しかし最近はむしろこれに否定的であつて、神郡を奉斎する氏族に祭祀と神郡内の雜務を担当させたところにその名称の由来をもとめる見解が出されている(熊田亮介「律令制下伊勢神宮の経済的基盤とその特質—神郡を中心として」、『関冕先生還暦記念日本古代史研究』所収参照)。

以上みてきたように、古代における神社の経済的基盤として、一くとも八世紀までの経済的基盤をなすものは、一、二であつて、三の神郡・神郷、御厨・御園が一個の経済体として神社経済を支えるものに変化したのは九世紀以降のことにも属する⁽¹⁾。

- さて、この神社の経済的基盤を見るとき、そこに次のことに気づく。それはたとえば高次神祇でもその支配する田畠・封戸等は中央寺院のそれに比して少なく、一体に、古代における神社の経済的基盤は脆弱であったのではないかということである。しかし、古代における神社の勢力をそのまま直接支配する神田・神戸等の経済的基盤からのみとらえることはできない。なぜなら、古代における神社は、地域共同体の鎮守、守護神の性格をもつており、また、古代における神社は、その属する共同体とその運命、盛衰をともにするという性格をもつていた。神社の経済的基盤としてとらえうるものは、実はその神社の祭祀費用であつたにすぎない。すなわち、古代における神社の経済とは年間の祭祀費用を充足すれば足りるとされたものであつたのである。この点は、伊勢神宮の場合にもいえる。神宮の場合、地域共同体との結びつきは稀薄であつたが、皇室の祖靈神、朝廷の守護神としてときの国家体制と不可分の関係をもち、それだけにその精神的権威は至大であつたが、それに対しても、その経済的基
- (8) 『類聚三代格』卷一、弘仁十二年八月二十二日官符。
 - (9) 『皇太神宮儀式帳』初神郡度会多氣飯野三箇郡本記行事。
 - (10) 『太神宮諸雜事記』第一、康平三年八月三日条。
 - (11) 『太神宮諸雜事記』第一、延長六年四月十三日条。
 - (12) 『太神宮諸雜事記』第二、永承四年六月御祭。
 - (13) 『太神宮諸雜事記』第二、天喜五年九月十三日条。

四 古代における神社の経済の特色

——むすびに代えて——

司に申文をもつて、「当神戸者、是二宮御塩調備供進之所也、而御塩浜四至、阡陌所レ指有レ限」とその四至内に死骸のあることにつき訴えている。⁽¹¹⁾

御園も十一世紀には御厨同様、莊園化していた。永承四年（一〇四九）六月二十三日の「御祭」に斎内親王の豊受太神宮参拝にあたり、二鳥居の許で、内人、物忌等数十人が祝部等を引率して、斎宮の女別当ならびにその家司平三致重等の参宮をさえぎった。しかし、斎宮の女別当も家司も随從していなかつたのでことなくすんだ、だが、同日丑刻に皇太神宮参拝にあたり、親王は斎きどころに入り、その女房、女宮が後れて参入しようとしたところ、荒祭神拝所へ数多の内人・物忌等がでてきて、「毎レ手炬レ火天、女別当並平三致重等、号ニ尋求之由、無レ止女房・女官乃中ニ入乱天尋求」め、ために内侍等の女官および女房達は退き帰つてしまい、さらに斎王はじめ斎宮寮頭以下の官人もともに退去した。そこで祭主は、この乱行の企てにつき尋ねたところ、神主は斎宮寮頭女別当の所行が神宮の「奉為」に「非常」である旨を陳じて、

①太神宮御領字志貴御園預麻續近吉ヲ女別当ノ家司平致重、任レ意天捕縛天、且令レ食ニ犬屎ニ、且禁ニ固其身一天、于レ今不免。

②又同御粥見御園司時季ヲ殺害セル犯人、丹生出山住人紀重常・同常晴・為直也、而令レ号ニ寮威一不レ被ニ糺正一。

を列挙し、もつて寮頭女別当の参宮を阻止した理由とした。こうして祭主は、乱行をなした内人等を召喚してその是非の沙汰にあたり、寮頭はこれを公家（朝廷）に上奏することとなつた。⁽¹²⁾

さらに天喜五年（一〇五七）九月十四日の恒例の神衣祭が欠怠して行なわれなかつた。その事情は、太神宮の「天平賀奉造料乃板負タル駄」を字鍬方御麻生園預清原秀延が出てきて、「横切放」つてしまつた。それで大宮司は検非違使を派して真偽を尋ね糺させたところ、秀延は「引隠」れて参會せず、よつて使は彼の住宅を検封したが、そのことが「可レ奉ニ御衣織一料乃御麻、乍レ置ニ於秀延住宅ニ、被ニ檢封一也、仍御衣不レ可ニ供奉一」という事態を誘い、こうして「御祭」の当日になり、神部某が字稻木川原に出立つて麻續御衣を相待つたが、そのうち時刻が空しく過ぎ去つたのである。⁽¹³⁾

右の事件をみると、十一世紀における御厨・御園の生産物は預（司）の住宅に貯え置かれたことが知られる。もつとも引例は、御厨・御園が一個が莊園化したころのもので、前者は供御を調進する屋舎を中心に田園との結びつきを深めていったものであつたと考えられ、御園の場合もその収穫物を入れる倉庫や宅を中心化していったとみなしうる。このように御厨・御園が神社の経済的基盤として重きをなすようになるのは、十一世紀に入つてからといえ

③又豊受太神宮御領志摩国伊志賀所々見御厨ヲ、寮頭、麻生御浦之内ト号天、致ニ執論一天一所レ被レ妨ニ供祭之勤一也。

さらに飯野郡がそこに加えられ、俗に神三郡といわれた。常陸国鹿

嶋郡は鹿嶋神宮の、安房国安房郡は安房神社の、出雲国意宇郡は出雲大社の、筑前国宗形（像）郡は宗像神社の、紀伊国名草郡は國懸宮の、それぞれ神郡である。以上九郡は『延喜式』で定制化された⁽⁴⁾ところである。

さらに神郷にいたつては神封をもつ神社においてその例が多くつた。その一・二の例をあげると、越前国氣比神宮には足羽郡野田村が神郷とされていた⁽⁵⁾。また山城国加茂神社においては、寛仁二年（一〇一八）以来、御祖社に愛宕郡蓼倉郷、栗野郷・上粟田郷・出雲郷が、別雷社に同郡賀茂郷・小野郷・錦部郷・大野郷の都合八郷が神郷として寄進されている⁽⁶⁾。

しかし、ここに注意すべきは神郡・神郷にたいする神社の支配権の内容である。伊勢神宮の場合でも神郡にたいする郡内支配権をしきるようになったのは九世紀に入つてからのことである。まず弘仁八年（八一七）十二月に、多気・度会二郡にたいする神社修理・池溝修理等の雜務権をえ、さらに弘仁十二年（八二一）八月には、從来、国司が掌握していた神郡田租検納権が大神宮司に移された⁽⁸⁾。こうして、伊勢神宮の場合、九世紀に入つてようやく神郡・神郷の実質的支配を握るようになったのであり、そこに神郡・神郷は大きく変化を遂げて実質的に神領化してくるのである。つまり、八世纪以前においては神郡といつても、神社がその郡内を排他的に支配するところではなかつたとしなければならない。

次に御厨・御蘭であるが、御厨というのは、元来、神尙という神に供御を調進する屋舎を指し、令制では宮内省に属する御厨があつてそこには贊戸という雜戸が置かれて魚貝等を漁撈、貢進せしめていた。御蘭というのは、神田にたいする神畠を意味し、供御に供する蔬菜および樹菓を種植したものである。それは神田と同様、神戸によつて耕営されていたと考えられるが、八世紀以前の耕営形態は不明である。この点は神社の御厨についてもいえ、十世紀以前の実態はわからない。ただ、『皇太神宮儀式帳』に、孝徳朝に、神尙預として中臣香積連須氣が奉仕していたが、その頃に度会山田原に御厨を立て旧神尙を改めて御厨としたとある⁽⁹⁾。

十一世紀に入ると御厨は莊園化し、現場管理である御厨預ないし御厨司によつて、供御物が調進されていた。御厨預ないし御厨司は多く郡司等の土豪が任せられた。

康平元年（一〇五八）七月、伊勢守義孝が検田のために一志郡に入部し、郡司伊元宿禰の住宅を焼払つたところ、かれは郡司であると同時に豊受太神宮館の阿射賀御厨司を兼任していただため、その住宅に徵納してあつた供祭物も同じく焼失してしまつたので、神宮から訴えられて義孝はついに康平三年（一〇六〇）八月三日に隠岐国に配流処分にあつた⁽¹⁰⁾。

御厨預（司）の下で労働に従事させられたものは神戸であった。一志郡の神戸でもある島祓御厨預等が延長六年（九二一八）四月に宮

たであろう。

三 神郡・神郷と御厨・御薦

注

- (1) 『日本書紀』卷五、卷六。
- (2) 『皇太神宮儀式帳』管度会郡神社行事。
- (3) 『皇太神宮儀式帳』神田行事。
- (4) (3) に同じ。
- (5) (3) に同じ。
- (6) 『皇太神宮儀式帳』年中行事並月記事二月例。
- (7) 『皇太神宮儀式帳』年中行事並月記事六月例。
- (8) 『皇太神宮儀式帳』年中行事並月記事。
- (9) 職員令、同義解。
- (10) 神祇令。
- (11) 『令集解』卷二、職員令讃云。
- (12) 『類聚三代格』卷一、神社事、貞觀十年六月二十八日官符、
「心下以二大社封戶修理小社上事」。
- (13) 神郡・神郷
- (14) 『止由氣宮儀式帳』職掌祿宜内人物忌等。
- (15) 『延喜式』卷四、伊勢神宮。
- (16) 『正税帳の研究』二十三頁～二十六頁参考。

神郡・神郷というのは、郡ないし郷の全体ないしその大半の人民が神戸とされているところと考えられている。⁽⁸⁾さて、養老七年（七二二）太政官处分に、神郡として、伊勢國渡相（度会）・竹（多氣）、常陸國鹿嶋、安房國安房、出雲國意宇、筑前國宗形（像）、下總國香取、紀伊國名草郡の八箇郡があげられている。⁽²⁾伊勢國渡相（度会）・竹（多氣）郡は伊勢神宮の神郡で、寛平九年（八九七）九月には、

(三) 山城国紀伊郡稻荷神社

(七) 河内国安宿郡飛鳥戸神社

貞觀五年四月七日	年 代	神 田・神 戸
神護景雲元年	神 封 本 国	神 田・神 戸
神護景雲三年	神 封 因 幡 国	神 封 本 国
年月不詳	同	『新抄格勅符抄』
貞觀五年四月七日	年 代	出 典

(六) 山城国葛野郡松尾神社

貞觀五年四月七日	年 代	神 田
貞觀五年三月廿日	神 田 本 郡	○町五段
貞觀五年三月廿日	本郡小林郷地一町	○段
貞觀七年四月七日	上下木嶋里乘田	○町段
仁和元年十一月六日	同	『三代実録』十 四十七

(五) 山城国葛野郡平野神社	年 代	出 典
承和五年三月廿日	御戸代田	一町○段

(四) 山城国乙訓郡山崎明神社	年 代	神 田
仁寿元年	神 封 本 部	一〇戸

貞觀五年四月七日	年 代	神 田・神 戸
神 封 本 部	神 封 本 部	一〇戸
『新抄格勅符抄』	『日本三代実録』十	出 典

宝亀二年十月六日	年 代	神 田・神 戸
天平神護元年	神 村 本 國	一〇戸
宝亀二年十月六日	一 神 封 田	一 町 ○ 戸
仁寿三年四月七日	一 神 封 田	一 町 ○ 戸
神護景雲二年十月七日	一 神 封 田	一 町 ○ 戸
仁寿三年四月七日	一 神 封 田	一 町 ○ 戸
『新抄格勅符抄』	『新抄格勅符抄』	出 典
『日本文德実録』五	『新抄格勅符抄』	出 典

(九) 越前国敦賀郡鈎御子神社	年 代	神 田
貞觀五年四月七日	水 田	○町二段
大同元年	神 封 本 国	七戸

天慶五年六月三九日	年 代	神 田
田	一 町 ○ 段	田
『三代実録』三十八	『新抄格勅符抄』	出 典

なかには神田のみで神戸のみえないものもあるが、神戸がすでに封ぜられていたが、また神戸なしでも神社の雜仕が耕作にあたる場合もあれば、さらに神社が共同体によつて維持されている場合もあつ

ている。⁽¹⁶⁾（下段の表。ただし、正税帳にみえないものは省略する。）

右の大和国の神戸について記載した天平二年（七三〇）の「大倭国正税帳」で注目されるのは、神田の記載の仕方で、大和国「卅九所神戸」と記載された箇所の用稻中にみえるのは「^{オオミワ}大神神田一町八段、種稻卅六束」とあ。

るのみである。また各郡中で用稻中にみえるのは、城上郡の大神神田と考えられる「神田一町八段、種稻卅六束」とある。

この記載の仕方から郡稻使用が特定神社に限られていたことが知られる。

他にも神田と神戸のむすびつきの知られるものがある。

（一）山城国愛宕郡賀茂御祖神社

	年 代	神 田・神 戸	出 典
天平勝宝三年七月廿日	御戸代田 一町〇段	『続日本紀』十八	
天平神護元年	神封 <small>一本丹波国</small> 一〇戸	『新抄格勅符抄』	
延暦四月二十六日	神封本郡 一〇戸	『続日本紀』三十八	『續日本後紀』十八

貞和五年四月廿日	神田本郡 ○町五段	『日本三代実録』十
貞觀五年四月廿日	神田 二町〇段	『續日本後紀』十八、承和十五年三月壬申

十市	郡	延喜式（神名）	正税帳	大同元年新抄格勅符抄
十市御県坐神社 <small>新舊</small>	十市神戸	十市神戸	十市神戸	十市御県神二戸
石村山口村社 <small>大、月次</small>	石村山口神戸	石村山口神戸	石村神 二戸	石村神 二戸
目原坐高御魂神社 <small>二坐新舊</small>	目原神戸	目原神戸	目原二神 三戸	目原二神 三戸
耳成山口神社 <small>大、月次</small>	耳梨山口神戸	耳梨山口神戸	耳元神 一戸	耳元神 一戸
畠尾坐健士安神社 <small>新舊</small>	畠尾神戸	畠尾神戸	畠尾神 一戸	畠尾神 一戸
石上坐布都御魂神社 <small>相當、新舊</small>	振神戸	石上神八十戸（大和七戸）	耳元神 一戸	耳元神 一戸
大和坐大国魂神社 <small>大、月次</small>	大倭神戸	大和神三百廿七戸（大和廿戸）	耳元神 一戸	耳元神 一戸
山辺御県坐神社 <small>新舊</small>	山辺御県神戸	山辺御県神二戸	耳元神 一戸	耳元神 一戸
都祁山口神社 <small>大、月次</small>	都祁神戸	都祁山口神一戸	耳元神 一戸	耳元神 一戸
廣瀬坐和加宇加賣命神社 <small>名神大、月次</small>	廣瀬川合神戸	廣瀬川合神二戸	耳元神 一戸	耳元神 一戸
都祁山口神社 <small>新舊</small>	都祁神戸	都祁山口神一戸	耳元神 一戸	耳元神 一戸
廣瀬川合神戸	廣瀬川合神二戸	廣瀬川合神二戸	耳元神 一戸	耳元神 一戸

〔表4〕

御膳料田二町○段 荒木田一町○段
宇治田一町○段 穂稻一六八〇束

見佃御田二町四段
板立御馬秣地田一町一段

荒祭宮料田○町四段

神田合六町九段
板立御馬秣地田一町一段

禰宜給田一町四段 穂稻九八〇束
禰宜給田一町四段 穂稻七〇〇束

御馬飼禰宜内人等給田二町四段
宇治内人一人給田一町○段 穂稻七〇〇束

同二人給田一町○段 一人○町五段 同三五〇束
一人○町五段 同三五〇束

九月神嘗供奉拔穗稻 四〇束

三節祭湯貴神清酒料 二四〇束 (祭料八〇束)
六〇束 (祭別二〇束)

宮四方地祭料稻 一五〇束 (祭別五〇束)

湯貴御贊採りニ海へ往、禰宜内人小内人及祝部等率伊勢国与ニ志摩
國一堺戸嶋神祭并奈保良比料稻 一二〇束 (祭別四〇束)

瀧原奈保良比料稻 一五〇束 (祭別五〇束)

毎月十六日、川原禰宜内人物忌等身祓所奈保良比料

〔表5〕

見佃御田二町四段 荻稻一六八〇束
一 所用稻一六八〇束

田作功料稻 六〇束 (祭別二〇束)
荒祭宮湯貴清酒料稻 六〇束 (祭別二〇束)

五月朔日白散料稻 四〇束
七日料 十四束

十五日料 十三束六把
三月三日料 四〇束

人形ならびに鏡・鉢および種々の物をもつて山口神祭を行う。それから樟木の木に到つて木本祭を行うが、その祀りの用物は山口祭の場合と同じである。この祭をしてから、山向物忌が鋸をもつて木本を切り始め、その切った木を禰宜内人等が戸人夫等にさらに切らしめて湯鍬に造り、これを持たせて諸禰宜・内人等は「真佐岐」の縷をして山を下つてきて「太神乃御饌所乃御田」に到つて、酒作の物忌の父に、この鍬をとらせて「太神乃御刀代田」を耕し始める。その際に田耕歌をうたい田舞をする。

このように太神の「御田」の「耕始」がおわってから、諸神田を耕し始め、また諸百姓の田を耕し始める。さらに秋収穫のときには、禰宜・内人等が小内

五月五日料稻
三五束

禰宜内人物忌等祭時食給稻

一三一束四把

宜・大内人四人ならびに物忌五人それに物忌子五人のあわせて

人・祝部等を率いて太神の「御田」の稻を抜穂に抜いて、それを長

十四人が内院に参入して太神の前にともに列席して供奉する。⁽⁷⁾

桔の末につけて「御田」の頭に立てて乾燥させ、そのち九月祭日（神嘗祭）に臨んで酒作の物忌の父に捧持させて太神宮の倉（「湯貴御倉」）に奉上し、これで三節祭・朝御饌・夕御饌に供奉するのである。⁽⁶⁾

神嘗祭は、六月・十二月の月次祭の日である十六日夜に行なわれる。まず、禰宜・内人・物忌等は「湯貴御倉」から「朝夕大御饌、二時之料御田茹稻」を下す。その際に、禰宜・内人四人は大物忌ならびに物忌の父を引率し、宮司支給の明衣を着し木綿縫たすきをして行う。下された件の御饌稻を大物忌子が請け取つて唯ならびに杵・箕をもつて春き、それを大物忌が竈で焼き、饌笥に納めて備進する。

禰宜・内人等が祭の月の十五日に志摩国神嶋海に入つて雑具物に贊魚を満し、また志摩国の神戸百姓より進上された贊と、度会郡より進上の贊とを筈作の内人が作った贊机にこれを置く。忌鍛冶内人の作つた贊小刀を備進し、塩焼物忌の備進の塩を土師物忌・陶内人が作つた杯に満して備進する。満作物忌・清酒作物忌・陶内人が作り進めた酒缶に酒を醸し、土師陶の杯にそれを満たして備進し、十六日夜に、湯貴の御饌祭に供奉する。また宮守物忌・地祭物忌・酒作物忌・清酒作物忌の四人、それに大物忌ならびにその父等が供奉の行事として同日夜半に人別に捧持する。また、朝夕大御饌として禰

料稻中に田作功料があるが、これは具体的には度会郡の神戸に支給されたものであろう。一般に神戸は大宝令では雑戸に准ずる性格をもつ。⁽⁹⁾ 封戸にあっては少くとも令制においては、その田租の半分を官に輸するが、神戸は、その調・庸および田租を、受給者である神社の造営ならびに供神の調度料に充てる定めであつた。⁽¹⁰⁾ 神戸の課丁の雜徭は、はじめは公事に役使したが、九世紀ころから神社の掃除等の労役に駆使されるようになり、それとともに神戸は神社修造等専らその属する神社に奉仕するようになつた。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

し、それからの諸税の徵収にあたり、これを神社の所司に送付するのである。⁽¹³⁾したがつて「御田」耕作にあたる神戸の徵発とその指揮とは国司がこれを行ない、國司の命令で郡司が現場管理者として神戸を率い耕當の実際労働に従事させたのである。

もつとも右の場合は、皇太神宮の場合であつて、豊受太神宮の「御田」耕作の場合にあつては少くとも延暦年間（七八二～八〇五）までは郡司の代りに大物忌の父が管理者となつて佃耕から苅入れまでの作業を専ら担当している。そこに、豊受太神宮に古制が残されていると指摘しうる。しかし、この豊受太神宮の耕作形態も延喜年間（九〇一～九二二）ころには皇太神宮の「御田」と同じく、神戸によるそれに変つている。⁽¹⁵⁾

以上は伊勢神宮の場合であるが、一般神社場合にも同じく神戸が寄せられていた。大和国の神社の場合について、二年（七三〇）十二月二十日の「大倭国正税帳」と大同元年（八〇六）の「新抄格勅符抄」と『延喜式』神名帳により井上辰雄氏は次のように整理し

十市		城下	城上	平群	添下	添上	郡	延喜式（神名）	正税帳	大同元年新抄格勅符抄
多坐弥志理都	比古神社	和尔坐赤坂比古神社 <small>新舊</small>	宇名太理坐高御魂神社 <small>相當、新舊</small>	和爾坐赤坂比古神社 <small>大、月次</small>	太祝詞神社 <small>新舊</small>	丸神戸	和邇神四戸			
鏡作坐天照御魂神社	池坐朝霧黃幡比賣神社 <small>相當、新舊</small>	大神大物主神社 <small>名神大、新舊</small>	往馬坐伊古麻都比古神社 <small>相當、新舊</small>	往馬神戸	添御縣坐神戸 <small>新舊</small>	丸神戸	菟足神十三戸（大和八戸）			
多坐弥志理都	比古神社 <small>相當、新舊</small>	忍坂山口坐神社 <small>新舊</small>	穴師坐兵主神社 <small>相當、新舊</small>	龜田坐天御柱國御柱神社 <small>名神大、新舊</small>	添御縣坐神戸 <small>新舊</small>	丸神戸	菟足神戶	大祝詞命神一戸 <small>天平神護元年奉充</small>	菟足神護元年奉充	菟足神十三戸（大和八戸）
太神戸	鏡作神	他田坐天照御魂神社 <small>新舊</small>	志貴御縣坐神戸 <small>新舊</small>	龜田坐天御柱國御柱神社 <small>名神大、新舊</small>	卷向坐若御神社 <small>相當、新舊</small>	大神神戸	伊吉麻神三戸	添御縣神三戸	添御縣神三戸	添御縣神三戸
		忍坂坐生根神社 <small>大、月次</small>	志癸御縣坐神戸 <small>新舊</small>	穴師神戸	卷向神戸	大神神戸	伊吉麻神三戸	丸神戸	丸神戸	丸神戸
		狹井坐大神荒魂神社 <small>新舊</small>	志癸御縣坐神戸 <small>新舊</small>	長谷山口神戸	卷向神戸	大神神戸	伊吉麻神三戸	丸神戸	丸神戸	丸神戸
		村屋坐弥富都比賣神社 <small>相當、新舊</small>	志癸御縣坐神戸 <small>新舊</small>	忍坂山口神戸	卷向神戸	大神神戸	伊吉麻神三戸	丸神戸	丸神戸	丸神戸
		池坐朝霧黃幡比賣神社 <small>相當、新舊</small>	志癸御縣坐神戸 <small>新舊</small>	他田坐天照御魂神社 <small>新舊</small>	卷向神戸	大神神戸	伊吉麻神三戸	丸神戸	丸神戸	丸神戸
		鏡作坐天照御魂神社 <small>相當、新舊</small>	志癸御縣坐神戸 <small>新舊</small>	忍坂坐生根神戸 <small>大、月次</small>	卷向神戸	大神神戸	伊吉麻神三戸	丸神戸	丸神戸	丸神戸
		多神六十戸（大和十戸）	志癸御縣坐神戸 <small>新舊</small>	佐為神戸	卷向神戸	大神神戸	伊吉麻神三戸	丸神戸	丸神戸	丸神戸

近江国甲可日雲宮に留まつた時に淡海国造が「地口御田」を進め、

また同国坂田君に二年留まつた際に坂田君等は「地口御田」を進め、

尾張国中嶋宮に三月留まつた時に、美濃国造等は、舎人市王と「地

口御田」を上り、采女忍比賣もまた「地口御田」を進めており、伊

勢国桑名野代宮に四年留まつた際に、伊勢国造建夷方が神御田なら

びに神戸を進め、ついで鈴鹿小山宮に留まつた時に川俣縣遠祖大比

古・安濃縣造真桑枝がそれぞれ神御田ならびに神戸を進め、壱志藤

方片樋宮に四年留まつた際、壱志縣遠祖建石子が神御田および神戸

を上り、飯野高宮に四年留まつた時に、飯高縣造乙加豆知・佐奈縣

造御代宿禰がそれぞれ御田ならびに神戸を進め、多氣佐々牟連宮に

留まつた際、竹首吉比古が櫛田根椋の「神御田」を上り、さらに磯

宮に留まつていて、速河彦が佐々上の神田を進め、高水神が田

上の御田を上り、ついに宇治家田田上宮に着いた際に、度会大幡主

命が天照大神（皇大神）の朝名御饌料の御田を上り、宇治土公等遠

祖太田命が「御止代神田」を進めている。

以上、『皇太神宮儀式帳』・『倭姫命世紀』にみえる神田・神戸

施入の記事は、その記事のまま崇神・垂仁天皇時代のものとみるこ

とはできない。しかしその記事に神田と神戸との結びつきの古さを想定させるのである。

それでは御戸代田において、神戸がいかなる形の下に耕営にあたつたのか。これについては伊勢国度会郡がある皇太神宮の御戸代田「抜穂御田」の場合がひとつの例証になろう。

皇太神宮の朝夕の「御饌料」の田となつたのは大幡主命の進めた「宇治家田田上^{田上}在^在」る所のものでそれは抜穂田と名づけられた。⁽²⁾

ところで皇太神宮の神田の延暦年間（七八一～八〇五）における構成は次の通りである（次頁表4）。

「見佃御田」は、すなわち御刀代田であつて、太神および荒祭宮の御膳料田の性格をもち、太神の料田はその所在地によつて荒木田・

宇治田の字名をもつてゐる。板立御馬林地田は人に貸して価直稻を納める地子田であり、給田はその給主がこれを耕作し、その穫稻を

給主自らの得分とするものである。しかして、皇太神宮神田においては「以二六把一為束」とあるから、普通十把一束の勘定にすれば、穫稻合計は次のように変つてくる。「見佃御田」二町四段の穫

稻は千六百八十束であるから段別では1680束÷24（段）=70束となる。したがつて段別穫稻は70束× $\frac{6}{10}$ =42束となり、穫稻合計は42束×24（段）=1008束となる。皇太神宮神田の場合における六把=一束というのは束把の古い形であつたのではなかろうか。さて、見佃御田の穫稻一千六百八十束の用途は次の通りである（次頁表5）。

これらの用途のうち、田作功料稻を除く外のすべては御膳供奉の祭に関するものであるが田作功料というのは、「御田」耕作の手間料である。

「御田」の耕作は、毎月二月の始の子日に「太神宮朝御饌、夕御饌供奉御田」に種蒔下始を行うところからはじまる。まず禰宜・内人等が山向物忌子を率いて湯鍬山に参り登り、忌鍛冶内人の造つた金

「諸神田」とみえていて、神宮所属の神田と他の諸社と神田と

を区別する用法である可能性がある」と指摘する。「神田」を

ことさらに、「ミトシロダ」と訓んでいるものに『日本書紀』等

の古訓がある。例すればすでに本ペーパーで引例した、神功皇

后が火前国松浦県玉嶋里の小河の側に設けた「神田」^{ミトシロダ}がそれで

（『日本書紀』卷九、神功皇后撰政前紀夏四月壬寅朔甲辰条）

ある。

（4）『折口信夫全集』第一巻、一四六ページ。

（5）『日本書紀』卷一。

（6）丹生文書乾。

（7）『止由氣宮儀式帳』職掌禰宜内人物忌等。

（8）（7）に同じ。

（9）『止由氣宮儀式帳』二所大神朝御饌夕御饌供奉行事・職掌禰宜内人物忌等。

（10）（9）に同じ。

（11）（7）に同じ。

（12）（7）に同じ。

（13）『新抄格勅符抄』（正式名称は『新抄格勅符第十卷抄』である。

以下『新抄格勅符抄』とのみいう）神事諸家封戸、大同元年牒。

（14）（13）に同じ。

（15）『延喜式』卷四、伊勢太神宮。

（16）延暦十七年十二月二十一日太政官符所引（『新抄格勅符抄』所

載）。

（17）（16）に同じ。

（18）『延喜式』卷二十六、主税。

（19）田令義解。

（20）（18）に同じ。

二、神戸

神戸とは古代神社に属し神社の経済を支えた人民をいうが、神田を耕作する民としての神戸の起源は古い。崇神朝七年および垂仁朝二十七年に神地神戸^{ミヤドコロカニベ}を定めたとあるのはその年紀についてなお考究すべき点があるにしても、六世紀には神戸が置かれていたとしてよいであろう。

また『倭姫命世紀』、『皇太神宮儀式帳』によれば、崇神朝・垂仁朝に皇女豊鋤入姫命および倭姫が天照大神の「御仗代」として諸國を遍歴した際、諸所の土豪が御田ならびに神戸を奉つたことがみえる。すなわち、豊鋤入姫命が「木乃国奈久佐浜」に三年留まつた際、紀国造が舍人紀麻呂と良き「地口御田」を進め、吉備国名方浜に四年留まつた際、吉備国造が采女吉備都比賣と「地口御田」を進めており、ついで倭姫命が大和国宇太の阿貴宮・佐々波多宮に数年留まつた際、大倭国造等が「神御田」ならびに神戸・采女香刀比賣を進め、伊賀国穴穂宮・阿門柘殖宮に数年留まつたとき、伊賀国造等は「神御田」および神戸を進めている。さらに垂仁朝に入つて、

〔表3〕



て朝廷に返納したいと
いっているのである。

そしてこのとき、「官

伊勢神宮神田三六町一段

飯野郡一町六段
飯高郡二町
壹志郡三町
安濃郡三町
鈴鹿郡一町

判隨「神教命」、其封戸調庸及位田、暫充「造神宮寺析」者、自今以
後、宜レ納「府庫」として、封戸の調庸と位田の収穫は大宰府庫
に納めるということにしている。^{〔17〕} このことは、宇佐八幡宮の場合も

「御刀代田」のみというが本來的ありかたであつたとみな

しうる。

ところで、伊勢神宮においては御刀代田を除く自余の神田＝神位
田は当土の估価によつて賃租し、その他子稻を供祭料に充てる仕組
みであつた。つまり、地子田として、その穫稻（法定数）の五分一
を神宮に貢納することになつていた。^{〔18〕} これは、伊勢神宮のみならず
他の神社の神田＝神位田の場合にも同様であつたと考えられる。そ
ないのが注目される。しかし、前にも指摘したようにこれより両者
の経済の優劣を単純に比較することはできない。ひとつは実質的收
入が問題になるし、さらに臨機の収入源も考慮に入れねばならない

注

(1) 『日本書紀』卷一、『古事記』上。

(2) 『日本書紀』卷九。

(3) 熊田亮介「律令制下伊勢神宮の経済的基盤とその特質——神郡
を中心として——」（『関冕先生還暦記念日本古代史研究』所収）。

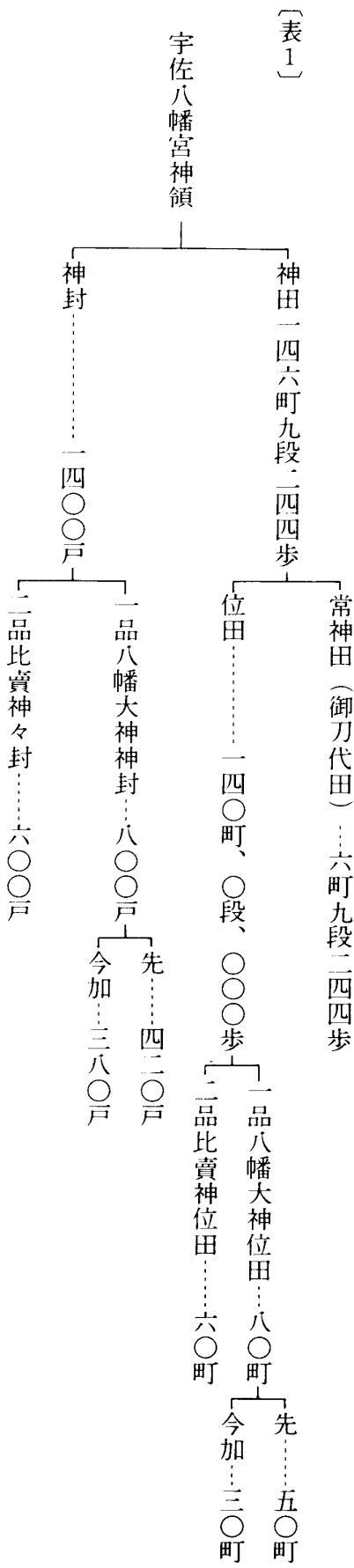
峻深い。「八幡大神託レ己宣、吾不レ領物乎神乃受氏元レ所レ用、
徒如レ捨於山野、封戸朝庭返奉、神波常所レ給神田之乃被無者⁽¹⁶⁾
とすなわち、折角の封戸も神田も“用いるところなし”とし、”徒
に山野に捨つるが如し”といつて、常神田（御刀代田）のみを残し

しいとみるのは性急ある。そもそも古代神社の性格は地域共同体の守護神であるところにその本質がある。神社はその勢力を共同体の勢力の消長とともにする。したがつて、古代の神社はそれ自体において独立した经济体でないところにその特色がある。確かに、古代の神社の中には、八世紀から九世紀にかけて、「御刀代田」のほかに神田を多くかかえるものがあらわれる。それは共同体の守護神と

しての性格を離れて国家的な祭祀の対象として、高次の社格を賦与されていったからであつたと考えられる。つまり古代神社の場合、限られた「御刀代田」のみをもつのが本来的あり方であつたのではなかろうか。

豊前国宇佐八幡宮は八世紀に入つて朝廷による異常なまでの尊崇を受け、伊勢神宮とともに国家神としての性格が賦与されたが、それとともに、神封一千四百戸、神田（位田）百四十町という莫大な給付を受けるにいたつた。大同元年（八〇六）牒にもとづく書き上げと思われる『新抄格勅符抄』によればその当時の宇佐八幡宮の経

〔表1〕



濟は次のような内訳けとなつてゐる（表1）。

こうしてみると、宇佐八幡宮の場合、神田の額は、御戸代田の二十倍近くに達していことになる。

伊勢二所太神宮の場合は、神戸は『新抄格勅符抄』によれば次のような内訳けになつてゐる（表2）。

〔表2〕

大和国	一〇一戸
伊賀国	一二〇戸
伊勢国	九四四戸
志摩国	六五戸
尾張国	四〇戸

さらに、その神田は『延喜式』によれば次のようにある（表3）。

太神の朝夕の御饌料田である抜穂の「御田」に種子を下して耕作を開始する。まず禰宜が菅裁物忌ならびに諸内人等を引率して湯鉢山に上つて山口祭を執り行う。その場合に祭物として金人形二十口、鏡二十面、鉢二十柄および木綿・麻・雜贊・海米・酒等を供え、その御巫内人が告刀（祝詞）を申してこの祭はおわる。この祭のあと深山祭をなし更に櫟木の本にいって木本祭を行う。その祭物は山口祭と同じであるが、ただ告刀は菅裁物忌がこれを申す。それがおわつて菅裁物忌は鎌をもつて櫟木を切り始め、そのち禰宜・内人等の戸の人夫等が共に起つて一時に切り倒し、湯鉢に造りもつて「真佐支」の籠を参列者に人別に授ける。こうして、菅裁物忌を前率立てて諸禰宜・内人等が山を下つて「御田」に立ち、まず菅裁物忌が湯鉢をもつて東に向つて耕佃し、湯草および湯種を下し始める。それがおわつたとき、諸内人等の戸の人夫等が耕殖する。その際、菅裁物忌の父が「田舞」をなし次に小内人等が舞う。その舞おわると禰宜・内人等が悉く集つて大直会の酒を給わる。これがおわつて「歳実縁」を給わつて一同罷り去る。こうして御田の耕佃が済んだのち禰宜・内人・物忌ならび諸百姓等がその私田を耕し始めるのである。

これよりあとの抜穂御田の耕営の責任者は大物忌の父六人で、彼等は春時から秋時に至るまで斎敬して佃耕する⁽⁸⁾。その年中に三たび御田の神祭があり、それには御巫内人が奉仕する。秋になると大物忌父は御田の稻穂を抜穂にぬいて、まず九月神嘗祭に八荷（一荷別

八把）を懸けて供える。ついで遺つた稻をもつて同月十四日に大物忌が御炊物忌（女）にその稻を春かせ、炊いて「御塩」・「御贊」とともに机に副える。それを禰宜・大内人等が御饌殿に持参し、神に日別二度供える⁽⁹⁾。また六月・十二月の月次祭の由氣御饌のすんだあとに、大物忌の父、御炊物忌、御巫内人等はこの抜穂の御田稻の一部で「火無淨酒」を造つて供える⁽¹⁰⁾。

なお、造御酒料稻としては、根倉の御刀代御田の穫稻がある。この御田の耕作法も抜穂の御田の場合とほぼ同じで、根倉物忌（女）が年の始に日をト定し、のち家の雑罪を抜い清め、忌館を造立して物忌し、年別に春の始のときから「忌敬」んで御田を佃し、その穫稻を神酒に造つて、神嘗祭に二所太神の「湯貴」^(ユキ)の大御饌として供える⁽¹¹⁾。根倉は穫稻を貯蔵する倉庫である。

さらに豊受大神宮の別宮である高宮にも御刀代田があつて、高宮物忌（女）が年初に日をト定し、のち家の雑罪を抜い清め、「忌序」を造立し、御田をその父とともに春の始めのときから秋時に至るまで「斎敬」して佃し、その穫稻を春かかつ炊いて塩と共に朝夕の御饌として毎月六度づつ高宮へ供える⁽¹²⁾。

（2）

「御刀代田」はすでにみた通り小額である。これは「御刀代田」が神にたいする饌料を耕作する田地であるという性格に発している。しかし「御刀代田」が小額であるからといって、古代の神社の経済力が乏

玉嶋里の小河の側で、新羅親征の目的達成のために神祇を祀るにあたり、「ミトシロダ」を定めてこれをみずから「佃」^(タメ)くるとある。⁽²⁾

なお、「ミトシロダ」について、これを太神宮の所属の神田と解する見方が熊田氏によつて出されている⁽³⁾が、「ミトシロダ」というのはなにも太神宮に所属する神田のみをいうのでなくて、神の「御料」の稻をつくる田を称して「ミトロシダ」といつたものである。

「ミトシロダ」に関して、注意したいのは何故、「ミトシロダ」

といわれたかということである。「ミトシロダ」というのは、「ト○シロータ」か、「トーシロタ」かということが問題になろう。」「ミ」はあくまでも美称であろうから問題点としてはこれを外してよいであろうから、残されているのは、「トシロ」として「タ」につづくか、「シロタ」というのに「ト」が付されたかということが解決されねばならない。これは、「ヤシロ」と同称、「トシロ」という語が「タ」と結びついたのが、「ミトシロダ」であつたと解される。「ミトシロ」の「シロ」を「代」という漢字をあててているところからみると、「シロ」＝「代」と考えてよいであろう。「シロ」＝「代」の意味は、『広辞苑』によれば大きくいって、①「その用になるものもの」と②「かわりのもの」という二義がある。「ミトシロダ」の「シロ」は『広辞苑』にいう①の「その用になるものとのもの」というのが原義に近いのではないか。「ミトシロダ」

「ト」には「刀」の字があてられている。すると「トシロ」＝「刀代」は「刀」のもとになるものという意になる。「刀」というのは

折口信夫氏によれば、「宣る時の神事様式を示す語で、詔旨を宣べる人の座を斥して」いったものと考えられている。⁽⁴⁾これよりすれば、神の「御料」の稻をつくる田を称して、「ミトシロダ」というのは素直に解されてくるのではあるまいか。言語学者でもない私がこうした字義について敢えて発言するのは、他意はなく、ただ、古代において神の御饌料田をとくに「ミトシロダ」といつたことに注目したいためである。

天孫降臨に先きだち經津主・武甕槌二神が出雲に下つて大己貴神に伝達した高皇產靈尊の神勅のうちに、大己貴神を神として奉斎する条件のひとつとして、「将田供佃」^(タツクラン)と宣しているが、「ミタ」という場合は、単に神田を意味するものではなく、神が自営する田を意味した。この「ミタ」が、神の親耕形態から神の御饌料田と変わらなかで、「ミトシロダ」と改称されたと考えられる。

「ミトシロダ」の用法で古体を伝えるものに「丹生都比賣大神告門」⁽⁶⁾があつて、それによれば、丹生都比咩神の巫女が紀伊国伊都郡奄多村の石口を振り出しに同神の「御仗代」として紀和両国を遍歴した際、その滞留（忌杖刺）した諸所で、「御門代田」^(ミトシロダ)を耕作して神を祀つたという。

さて、「御刀代田」の耕作形態の古いかたちは伊勢豊受（止由氣）宮の場合にみられる。

耕作に先き立ちトして家の雑罪を祓い淨め、「忌館」を造立してこれに籠つて物忌し、春の初、三月子日をもつて、皇太・豊受二所

古代における神社の経済

奥野中彦

はじめに

日本における荘園制の形成過程は、即、封建体制の成立過程でもあつた。しかし、荘園制の形成過程がいかなる足どりで行われたかと
いうこと自体まだ不明なところが多い。たとえば、日本における荘園制の出発点ともいってべき七・八世紀の経済関係のなかで、神社のそれはいまひとつ明らかでないものが残されている。一般に、寺社勢力といわれるが、荘園成立期にあたる七・八世紀において、寺院の経済については多くの論究をみていくが、当該時代の神社の場合についには不問に付されたままというのが実状であろう。⁽¹⁾

ここでは右のような反省から、ここに変質期以前の古代における神社の経済について、その実態と特色とを探つてみたいと思う。

注

(1) 古代における神社の経済についてこれを包括的に論じたものとしては、わずかに祝宮静『神社の経済生活』(一九三二年刊)があるにすぎない。祝氏は本ペー・ペーでもふれる大同元年(八〇六)牒の『新抄格勅符抄』をもとに、古代の神社の経済規模が概し

て小さかつたことを指摘した。最近、八世紀から九世紀初頭にかけての伊勢神宮の経済的基盤についてこれを論究したものがあらわれた(熊田亮介「律令制下伊勢神宮の経済的基盤とその特質——神郡を中心として——」、「関晃先生還暦記念日本古代史研究」、一九八〇年刊)。熊田論文は副題にも記入された如く、主に伊勢神宮の「神郡」について考察している。

一、神田

古代神社の経済の基盤をなすものの第一は神田であった。しかしこの神田は狭広の二義があつて、狭義の神田は「御田」または「御戸代田」といわれ、神の「御饌料」を出す田地である。広い意味でいわれるものは主に神位田で律令国家が神社の経済を維持するためには神社に与えたものである。成立からいえば「御田」は「御刀代田」が先きであつたことはいうまでもない。

まず「御田」は「御戸代田」の場合からみることにしよう。

「御田」は「御戸代田」の最初の形態は親耕(自営)であつたと考えられる。天照大神が天狹田・長田をもつて「御田」または「當田」としたときに、弟素戔鳴尊がこれに重播種子したり、田や畔を壊したという⁽¹⁾。仲哀天皇の九年に神功皇后は火前国松浦県